

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 平尾高架橋補修工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	見積活用方式について	<p>様式3-2_1.単価算出方法として「②下請等の取引先からの見積に基づき算出」を選定し、見積りを採用した取引先について</p> <p>①契約後に取引先の変更は可能でしょうか。</p> <p>②上記変更が認められる場合、どのような理由でしょうか。</p>	<p>①契約後、最終見積書に記載された下請会社を変更することは可能です。</p> <p>なお、変更を行う場合は、特記仕様書24-8実績価格調査のとおり実績価格調査票を提出していただきます。ただし、実績価格調査票を確認し、合理性や妥当性などに疑義があると監督員が認めた場合は、詳細な調査を行う場合があります。</p> <p>②関係法令等に反する行為がなければ変更は可能です。</p>
2	割掛対象表 参考内訳書について	<p>工事用進入路工費・足場工事費・移動足場工費・吊足場工費・昇降足場費の必要期間（～ヶ月or～日）は別途提示いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付随的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。</p> <p>したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>